

心身障害児教育の推進と

その方向について

昭和五十五年三月

神奈川県心身障害児問題調査会

はじめに

本調査会は、昭和五十三年十月、神奈川県
の心身障害児教育のあり方を中心として、心
身障害児のライフサイクルに適応した総合施
策を調査・検討し、本県行政の推進に資する
ために設置されたものである。

したがって、本県における心身障害児教育
の推進にあたって、緊急性の高いことから
その方向について報告を行うものである。

本調査会でいう、心身障害児教育とは、従
来の学校教育に限定せず、保育・訓練・治療
などの療育という概念とオーバーラップする

して、柔軟に、治療・訓練・教育・就労の場
と機会を提供することが必要であると理解す
る。

心身障害児教育推進の原則

心身障害児教育の原則をノーマリゼーシ
ョンの理念におき、関連する心身障害児行政
を、この実現に向けてシステム化することが
すべての課題に優先する。

したがって、そのための対策の基本的方向
は、次のとおりである。

心身障害児が必要とする時に、必要な教
育を行える条件を地域的に整備すること。可
能な限り、不必要に分離してはならない。地
域での生活の中で出来るだけ「統合」、「交
流」を図りながら、豊かな生活を享受し得る
よう配慮すべきである。しかしながら、心身
障害といっても、その障害の態様はさまざま
であり、障害の種類によっては、その特性上
大きな差異があることに特に留意すべきであ
る。ともあれ、心身障害児に対する専門的処
遇は必要欠くべからざるものであるから、そ
の状態に応じての分離の方式の必要を否定す
るものではない。

たとえば、既存のさまざまな機関、施

広い意味での教育、特に心身障害児のライフ
サイクルにそって、その発達を保障する諸施
策をも包括的にとらえている。

心身障害児の個別的な状態をふまえ、本県
における教育の実情を勘案しながら、今後の
あるべき姿について検討を加えた。

本調査会は、現在まで実施されてきたいく
つかの県のプロジェクトの諸施策に関する提
言を高く評価しつつ、さらに本県における心
身障害児教育の総合施策の理念とその具体的
方向を明らかにする目的で調査を進めてき
た。

本県における心身障害児行政がめざしてい

設 組織等社会資源を、充分機能させ活用す
ることによつて、心身障害児の福祉を充実さ
せること。そのためには県自体の諸機能を組
織化し、統合化する方途を早急に見いだすこ
とが肝要である。

施策の実施にあたっては、当面、

ア ライフサイクルにそつた施策の統合化
に努力すること。

イ 国、県、市町村を含めた行政部門、専
門機関及び住民相互間の協同体制を確立する
こと。

ウ 専門家の養成、訓練、配置及びスパー
ービジョン体制を強化すること。

エ 地域を基盤とした家族の機能を援助す
る施策を講ずること。

オ 「ともしび運動」を推進し、情報収
集、伝達システムを整備し、福祉教育の充実
を図ること。

ライフサイクルにそつた

施策の基本的方向

一 心身障害児教育における就学前施策の推
進について

就学前の心身障害児に対しては、個別的な
教育的ニーズに即応した教育体系を確立し、

る基本的理念はノーマリゼーションである。
したがって、心身障害児教育はその基本的理
念の実現にある。なお、ノーマリゼーション
てについての本調査会の暫定的見解は、以下の
とおりである。

「ノーマリゼーション」とは、いかなる障
害を持つ人も、持たない人も、地域社会で連
帯しながら生存することがノーマルであるこ
の前提にたつて、教育を含めて、障害を持つ
人に同等な生活条件を提供し、その社会参加
を促進することを目的とするものである。

上記の理念を実現していく手段、並びに方
法として「インテグレーション」が考えられ
るのである。

本調査会としては、インテグレーションを
心身障害児と障害を持たない児童とが地
域を基盤として日常生活を幼稚園、保育所お
よび学校生活等において交流する。

心身障害児に対する行政、とりわけ教育
・民生・労働・衛生等の施策の機能的な総合
を旨とする。

地域住民が、心身障害児教育に対する共
通の認識をもち、それを行動に現わせるよう
な県民意識の統合を旨とする。

と規定し、可能な限り児童の心身の状態に即

学校教育と連結させた、総合的教育体系を築
きあげることが必要不可欠な前提条件である
う。そのためには、

乳幼児期における心身障害児の早期発見
システムを確立するため、地域社会を単位と
した専門医と市町村及び保健所の連携を密に
し、各種検診の質的充実をはかつていく。

早期教育体制のシステムを整備するた
め、児童の生活の場である地域社会における
総合的な教育システムが必要であり、すべての
障害児が何らかの教育体系に参加できるよ
うに配慮する。

早期発見システムと早期教育体系の充実
を図るため、障害児と家族のノーマルな生活
を保障する医療、福祉、教育等の措置に関
し、各地に、調整部門を持った、いわばいつ
でも適切な療育を受けられるシステムを用意
して、総合的に対応することが望ましい。

早期発見、診断、判定、フォローアッ
プ、治療、訓練及び保護の諸機能を総合的な
ものへと改善・整備し、地域処遇体制を推進
させるため、適切な療育を受けられるシステ
ムを整備することが肝要である。またそのシ
ステムは、心身障害児の教育、福祉に関する
啓発活動にあたることも期待される。

心身障害児の教育体制の確立に資するため、教育スタッフの養成と再訓練の確保を図ることが不可欠である。

2 学齢期における心身障害児教育の推進施策について

心身障害児の学校教育は、就学前における統合的な施策と直結しながら、障害をもつか否かにかかわらず、個々の児童に対応するものである。しかしながら、特別な教育措置を必要とする心身障害児がいることを考慮し、その児童にとって最も必要な教育の場を拡充することが大切である。

養護学校の義務化は、制度的充実として評価する。これを現行の特殊学級・普通学級、訪問教師制度等をも含め、固定的・画一的にとらえることなく、障害児の発達段階、教育訓練の段階およびニーズに応じた柔軟な教育体系を準備し、心身障害児と保護者が専門諸機関、教育機関の助言、指導によって進路をあやまらないようなシステムの準備に努めるべきである。

この場合、障害児の障害の態様、発達段階などから、ニーズを的確には握ることが先決である。

養護学校の義務制により学校教育そのもの

じたカリキュラムのもとに、青年期へかけて継続して教育を行うことを検討すべきである。

それには、少なくとも在学中から以下のことに留意しておく必要がある。

進路に関する総合評価の実施

職業生活、社会生活に必要な能力・態度の育成

保護者に対する進路相談機能の強化

この場合、現行の教育体制につきの観点からの改善を図りながら、新しい教育体系の確立をめざすべきであろう。

まず、義務教育終了者の教育目標を明確に設定する。

現行の職業訓練方式とは別に、身体機能の開発、作業動作、作業態度の育成を旨とした教育プログラムを設定する。

上記に加えて、一般雇用への移行促進及び雇用の難しいものに対する授産施設等の地域適正配置の促進が考慮されるべきである。

心身障害児(者)教育の推進

に関する施策提言

1 ライフサイクルにそった地域的なシステムの確立

のあり方、概念が変わりつつあり、殊に特殊教育に関して最近二つの問題が提起されている。一つは重度・重複障害児の教育の問題であり、他は統合教育の問題である。この状況の中で心身障害児教育の基本的あり方が問われているが、障害児の能力・適性により従来の教育の概念の範ちゅうで対応できるもの。

従来の教育に付加する機能が必要とされるもの。

従来の教育で対応の難しいもの。
に大きく分類することが可能である。

こうした多様な対応において、心身障害児教育はいわゆる「統合」「分離」という対置的な施策として理解することなく、就学前施策のシステムに連携した「統合」「交流」「分離」と、その選択を可能にする教育システムの開発が望ましいことを強調しておきたい。このために、

県レベルにおいて心身障害児教育にかかわるあらゆる専門機能を一層強化し、現今、論議されている障害児教育の多様な問題の解決の糸口を見い出すため、次のような施策を積極的にとりあげるべきである。

ア教育課程 教材 教育方法、設備等の

本県における心身障害児対策は、心身障害者のライフサイクルにそって、その福祉を保障する諸施策の実現をめざすものである。

したがって、本県において現在最も緊急に図らなければならない行政施策上の改善、充実はノーマリゼーションの原則及びライフサイクルにそった基本的方向に基づいたものではない。そのため、次のような施策の実現を提言する。

一、 地域療育システムの確立

地域療育システム

心身障害者対策をライフサイクルに即して総合的に推進するため、地域療育システムを早急に組織化し、確立すべきである。基本的には、市町村をその実施主体とし、先ず児童のすこやかな心身の発達を保障するために不可欠な土壌である家庭や地域社会及び教育体系の中で、療育が効果的に展開できるような地域療育システムを設定すべきである。

この地域療育システムは、心身障害者のライフサイクルに関連する諸機能、例えば市町村の既に有する検診、治療、訓練、保育、学校教育、ソーシャルワーク等々の機能の他、県及び国の機能、例えば児童相談所、保健所等との有機的なネットワーク化により設定さ

開発研究

イ 心身障害児の実態は握

ウ 教育方法・内容、就学、進路等に関する評価及び指導の研究

エ 専門スタッフの養成

調査・研究等の機能は、地域の処遇体制と提携し、地域で発生する問題とそれへのサービスとの調整機能をもつことも期待される役割の一つにならう。

心身障害児に対する教育の体系は、普通学級における教育と、養護学校、特殊学級における教育を地域単位に構想することが求められる。さらにそれぞれの教育目標が画一的なものになるのを避けながら児童が必要とするものに即応して、地域において弾力的に相互交流を可能にするものでなければならぬ。それには、各地域に養護学校、特殊学級を適切に配置すると共に、あわせて地域住民の理解を積極的に高める方策も考えられなければならない。

3 義務教育終了後の

教育対策の推進について

現在、義務教育終了後もなお継続して教育を求める声は一層強まっている。心身障害児の発達を考慮した場合、それぞれの特徴に

れるものである。

具体的には、心身障害者の諸問題に関する全ての相談に一元的に対応できる窓口機能と、ライフサイクルに沿ってその療育を体系的に、計画的に一貫性をもって治療、訓練及び学校教育等を行う療育システムの確立である。このことは、心身障害者の適切なニーズ把握の上に成り立つことが必要である。

地域療育システムを実現するためには、ハードウェアの面における条件整備が必要である。

ア 既にいくつかの市町村にあつては上記に関連した社会福祉施設等を有している場合もある。この場合には、県は市町村の行う地域療育システムが円滑に運営されるような援助が必要であろう。

イ 今後市町村が、民生、衛生、教育等に関連した施設建設を行う計画のある場合、県は地域療育システムづくりを目標としたハードウェアの開発、促進につき、市町村に対し助言と財政面の援助を行う必要がある。

ウ 県は、地域療育システムのハードウェアを中心としたモデル施設の設置を積極的に検討すべきである。

処遇委員会

地域療育システムの実現には、ハードウェアとともにソフトウェアの面を整備しなければならぬ。そこで、第一に、地域療育システムの中核的機能として、このシステムの中心に処遇委員会を設けることを提案する。

ア 処遇委員会は、障害を持つ人が最も必要とする療育的確保におこなわれるように、連絡調整的役割をもつものである。さらに、その機能は障害を持つ人の処遇を実際にどのように進めるかの検討だけにとまらず、地域における処遇体制の現状分析、問題の所在の明確化、その改善策の検討等を行うものである。また、この処遇委員会は、従来ややもすれば学校、リハビリテーション施設、福祉施設等の各機関で個別的に実施されていた進学、就労等、学校教育終了後の進路指導を体系的に行つ機能も併せもつものである。

イ 処遇委員会は、心身障害児の専門的医類スタッフ、障害児教育専門スタッフ、施設専門スタッフ、障害児を持つ親の会、企業の代表、地域代表及び行政スタッフなどの各部門の専門家等を中心として構成されることが望ましい。

コーディネーター（ソーシャルワーカー）の確保

第二に、コーディネーターを配置することを提案する。

地域療育システムは、真に、児童が療育を必要とするときに、すぐに対応できる体制にならなければならない。そのためには、地域療育システムの相談窓口に常時配置される資質の高いソーシャルワーカーが不可欠であり、このワーカーの配置がシステム施行の最大の条件である。

ネットワーク化された療育機能を有機的・効果的に活用すること、すなわちコーディネーターすることがソーシャルワーカーの職務である。

地域療育システムは、地域における機関及び機能と県レベルの諸機関及び諸機能のコーディネーションが中心的課題であり、地域療育システムの要となるものは、市町村及び県レベルの諸機関に配置されるコーディネーター（ソーシャルワーカー）である。

二、福祉的就労の強化（授産施設、地域作業所などにおける就労の強化）
障害の重度重複のため、あるいは経済的・社会的条件の故に、一般雇用の困難な障害を持つ人に対し、心身障害者授産施設及び県単事業である地域作業所の制度的拡充は、社会

最近の英国におけるウォーノック報告（一九七八年九月）では、障害児の義務教育の年限延長の勧告が主要な柱となっているほどである。

児童権利宣言第二条を引用するまでもなく、心身障害児（者）の身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的成長の機会や便益を法律その他の手段によって保障するその方向を定めることは、本調査会に課せられた主要なテーマであると判断している。

本調査会は、心身障害児（者）の多くが乳幼児期から学齢期あるいは学齢期から義務教育終了後においても、精神的、身体的、社会的なハンデキャップを背負いつづけており、学校教育期間中は勿論、その前後においても社会生活、職業生活を充実するための準備教育を継続して受ける必要性を認めるものである。

したがって、療育を含めた広義の教育を受ける機会がたえず継続して保障されるべきであり、心身障害児に対しては学校教育関係者を含めた専門家によって、その教育内容、目標、方法のあり方を早急に検討し実現すべきことを強く提言したい。

学齢期における地域療育システムとの連

参加や社会的自立のために必須な条件の一つである。これら、いわゆる福祉的な就労場の強化は、必然的に社会的自立への機会を提供することとなるであろう。しかし、このためには、労働の専門スタッフの助言、指導が必要であり、福祉就労の場に於てこれらが継続的に展開されるような体制を前提として、はじめて可能となるであろう。心身障害者授産施設及び地域作業所は地域社会の二一スに即応し地域住民の参加を得ながら、障害者の日常生活動作訓練、職能訓練及びレクリエーションの場として機能しうよう、県は積極的に助成策を講ずるべきである。

三、さまざまな形態の就労場の確保
心身障害者が社会的に自立するためには、さまざまな形態の就労の場が地域に確保され保障されなくてはならない。
本調査会は、障害を持つ人は誰でも可能な限り一般企業に就職するのが理想であり、これが雇用サービスの第一目標であると考え、一般企業への就職が通常形態で困難な障害者もあり、そのような場合には先進諸国が行っているような「保護雇用」制度を導入することが最良の方策と考える。

しかし、我が国には、ILO勧告にいう正

携

特殊教育センター（仮称）の設置
地域療育システムが真に児童のすこやかな心身の発達を保障するためには、神奈川県内にあるすべての社会資源がその目的のために有機的に結合され、その活用が図られなければならない。

現在、県内にある療育に関連する諸資源が有効に機能していないとの指摘もなされている。また、一万では心身障害児の教育は技術的にも未開発の分野が多く、特に心身障害児教育関係職員が量的、質的にも不十分である。

現状では、児童・生徒の多様なニーズに適切に対応するサービス体制が、広域的にも地域的にも整備されているとはいいがたいのである。

これらの緊急の課題に早急に対応するためには、地域療育システムを開発するとともに、広域的にも、その一環として、特に学齢期の心身障害児教育の充実をめざす新たな機関の設置が検討されるべきである。

その意味では、具体的には、新神奈川計画にふれられている特殊教育センター（仮称）の建設を早急に実現すべきである。この特殊

規雇用と福祉との間をうめる保護雇用は未だ制度化されていないので、当面、社会的自立、職業的自立を求めている多数の心身障害者に対し、療育と福祉とを密接に結びつけた就労の場を準備することが本県の課題である。現在制度化されている労働サイドのモデル工場はもとよりであるが、企業の社会的責任に対する理解と協力を得ながら、企業内で働く、例えば一般企業の生産工程の一部を障害者がグループで受けもつ方式など、いろいろな形態の作業就労プロジェクトをおこし、県の地域性、産業構造等にみあった働く場の確保のため検討すべきことを提案したい。

2 一県レベルでの心身障害児（者）対策の総合的システム化

一、社会生活、職業生活を充実するための教育体系（制）の整備

心身障害児（者）がノーマリエーションの理念にもとづく安定した社会、職業生活が保障されるためには、心身障害児（者）が義務教育期間中はもとより義務教育終了後も、継続して、個人の資質にふさわしい療育を含めた広義の教育が保障され、その生涯にわたつての教育体系（制）が整備されていることが必要である。この動向は世界の趨勢であり、

教育センター（仮称）に期待される機能は次のようなものである。

- ア 地域療育システムと連携して適正な教育指導を行うこと。
- イ 心身障害児教育関係数職員の資質や技術の向上を図ること。
- ウ 地域療育システムと連動する後期中等教育のカリキュラムを研究し、学校教育終了後の進路を円滑に進めること。
- エ 心身障害児教育について広く県民の理解を得るための啓発活動を行うこと。
- オ 可能な限り地域社会の中で教育を進めるため、その実施方法の開発研究を行うこと。

このセンターは、地域療育システムを構成する一つの広域的機能として、既存の県下にある専門機関、機能等と有機的に結合し、地域療育システムの活性化を図る上で相互補完関係にあるものでなければならぬ。

こうして整備されたシステムの中で、心身障害のための教育は、障害を持った人のライフサイクルにそった心身障害児（者）対策の理念に支えられ、適切な診断、治療、訓練、教育等とあわせて、地域において保護者等が不安や迷いを感じることなく進められること

ができるのである。

社会生活・職業生活に参加するために必要な教育プログラムの設定

心身障害児（者）が安定した社会生活を自ら確保するためには、必要な学習をおおしてその能力・資質の育成をはかるための多様な教育プログラムを設定する必要がある。そのためには、地域社会を基盤とした地域特性を生かしたきめ細い教育プログラムが必要になってくる。この教育プログラム策定のためには以下の諸点に留意すべきことを提言した

ア この教育プログラムの目標実現のために、個別的発達と個別的能力についての総合的な評価を、保護者の参加を得ながら義務教育期間中から開始すること。

イ この総合評価には、将来の生活設計に不可欠な社会生活及び職業生活に関するリハビリテーションプログラムを含めること。

ウ このプログラムは、可能な限り、学校及び職場での健常児（者）との交流の機会を体験させることが含まれていること。

ニ、社会生活、職業生活を可能ならしめるリハビリテーション体制の整備
学齢期、後期中等教育期間を問わず、現状

ではリハビリテーション体制が必ずしも十分ではない。心身障害児（者）にとっては、将来社会生活に参加するために必要なりハビリテーションを受ける機会が与えられることは不可欠のことである。

すなわち、必要な時に必要なりハビリテーション・サービスを提供できる体制を準備することを本調査全は提言するものである。しかしながら、地域療育システムの中に全てのリハビリテーション過程を用意することは現状では実際的ではないだろう。したがって、以下のような点に留意しながらリハビリテーション体制を整備していくことが必要になってくるだろう。

ア 県レベルにおける医療、教育、労働および福祉等の各分野の日常業務をおおして、スタッフが相互にのり入れインテグレートすることを前提条件とすること。

イ リハビリテーション施設などのスタッフが編成するリハビリテーション・チームを・サービスを必要とする学校その他の施設等を巡回させ、療育の補足を積極的に実施すること。

ウ 補足的な療育、訓練の他に、地域療育システムで行う心身障害児の社会生活、職業

生活参加に必要なプログラム作成に協力し、あわせて総合評価や職能評価にも参加すること。

エ 心身障害児（者）の個別的ニーズに応じた定期的なフォローアップなどに街梅的に参加すること。

三、社会的自立・職業的自立促進体制の確立
心身障害児（者）のための社会的・職業的自立をはかるための指導体制は、従来ややもすると心身障害児（者）の所属する機関、施設等の担当者の熱意と努力に依存してきた傾向は否定できない。しかしながら心身障害児（者）が真に自立した社会生活を自ら享受するためには、それぞれの多様な障害の態様に即した適時適切な援助体制が必要である。

したがって、今後、心身障害児（者）の社会生活の進路を決定し、そのフォローアップを計画する場合には、職業的、社会的リハビリテーションの一貫した継続指導体制が不可欠である。この体制を考えることなくしては、一般就業及び福祉的就労のための諸条件の整備促進も困難である。そのためにも、次のような自立促進体制の確立を提言するものである。

職業リハビリテーション窓口の一元化

現在、本県における就労指導の窓口は、特殊教育諸学校、職業安定所、労働相談センター、労働センター、総合リハビリテーションセンター、心身障害者職業センター等々が存在し、必ずしも心身障害児（者）のために一本化されているとはいえない。

心身障害児（者）が職業的自立を達成するためには、雇用促進等の制度的充実をもとより、企業内における職務と人間の関係についても、その職務の条件に合致する人を配置するよりも、作業条件、作業環境を人にあわせて改善することを図る立場が強調されるべきである。雇用が成功するか否かは、以上の配慮によって決まるところが大きく、特に大企業の理解と協力が一層必要である。一方、本県で既に実施している工程分析、職業評価技法を活用しての障害者の個別的職業能力の開発向上を可能とする職業訓練体制の一層の強化が、職能評価、職務分析などを担当する専門職種の養成や配置の充実とあわせて期待されている。

そのためにも、職業リハビリテーションの窓口の一元化が必要なのである。本県には労働相談センターがあり、これを強化拡充することにより、心身障害者に対する職業情報の

提供、就労後のフォローアップを含めた相談機能と教育機関、福祉施設、企業などへの啓発および指導機能を兼ね備えた業務の充実を期待したい。このセンターが心身障害者の職業的自立への総合的調整機能その主要な業務とするよう提案するものである。

心身障害者に対する職業・職能訓練体制の確立
現在、緊急に解決を必要とする課題は、学

齢期及び後期中等教育終了時における社会的、職業的自立のための体制の確立である。このためにも、職業訓練校等の障害児（者）受入れ体制の整備はもとより、国立県営である身体障害者職業訓練校の内容充実についても国に強く要請していくことが重要である。

一方、学校教育サイドにおける心身障害児教育の内容、方法の一層の充実が急務である。しかしながら、現在の体制には、職業生活や社会生活に必要な基礎的能力、態度の育成等の準備教育は未だ十分とはいえない。心身障害児の職業的自立をはかるためには、職業リハビリテーション体制の強化が期待されている。とくに、精神薄弱児に対する職業前訓練の機会を早急に計画する必要がある。具体的には、総合リハビリテーションセ

ンターが職業前訓練を含めた医学的リハビリテーションセンターとしての体制を整備し、特殊教育センター（仮称）、労働相談センターと協働しながら、社会的自立、職業的自立体制の完成をめざすべきことを提言したい。

一義とすべきである。

おわりに

本調査会の答申は、時間的制約もあり、「心身障害児教育の推進とその方向について」、その原則と方向及びそれを実現する施策の大枠を提言するにとどまった。今後、この報告で提言した原則にそい、障害児対策を、体系的に一層明らかにする必要があることを確認し、今後の課題としておきたい。県及び市町村当局が、本答申の主旨を充分にふまえて、各部署間の総合的かつ横断的調整をはかりながら、この報告書の行間から、原理に立脚した心身障害児教育の推進に必要な対策を引き出すことができるならば望外の幸せである。

実施

本調査会は、障害を持つ人々の社会的自立、職業的自立促進のために、いくつかの提言を行ったが、それと同程度に次のことを強調しておきたい。

「歳をとって動けなくなったら、この子はどつなるのだろう。」というのが、障害児を持つすべての親の不安であり恐れである。この親の不安を解消することは容易ではない。しかし、このような親の不安に対応するところから行政は出発しなければならぬ。行政に対する親の期待は大きく、行政の負うべき責任も重い。とはいえ、行政が果しうる役割と能力には限界がある。そこで、行政と県民

行政施策は、いかなる重度の社会的ハンデキャップを負っている人達に対しても、生きがいのある生活保障を図ることを、その施策の第一義とすべきである。

昭和五十六年度は国際障害者年である。障害者のためにはなく、障害者の社会参加と平等の実現の年として、国際連合はこれを承認している。国際障害者年にむけて、県の心身障害児（者）の総合的施策を推進する体制が確立されることを願ってやまない。

が協働し、地域社会を基盤としたさまざまな試行を積み重ねながら、ノーマリゼーションの実現をはかることが必要である。

本調査会は、障害児（者）の生活・教育・就業等の機会を阻む諸要因を除去し、社会的自立の促進をはかり、地域社会の形成に寄与しつるよう、さまざまな提言をしてきた。しかしながら、心身障害児をとりまく社会情勢は年々激しく変化しており、その対応は、現今、最も難しいもののひとつとなっているので、本調査会の答申にもとづき、課題を継続的に追求・検討する方途を講ぜられるよう提唱しておきたい。

このためにも、障害を持った人々が生れ育った地域社会において豊かな充実した生活を享受できるように条件の整備を、なにもままして充実していく必要がある。

レクリエーションをはじめ療育の機能を充実し、通所施設、収容施設、中間施設等の整備をはじめ、既存の施設にあつては積極的に地域に開かれたものへと脱皮を図る等、デイケアサービス、在宅ケアサービスの拡充と同時に一層の保護体制の充実に努める施策を第

本調査会は、障害を持つ人々の社会的自立、職業的自立促進のために、いくつかの提言を行ったが、それと同程度に次のことを強調しておきたい。

行政施策は、いかなる重度の社会的ハンデキャップを負っている人達に対しても、生きがいのある生活保障を図ることを、その施策の第一義とすべきである。

このためにも、障害を持った人々が生れ育った地域社会において豊かな充実した生活を享受できるように条件の整備を、なにもままして充実していく必要がある。

レクリエーションをはじめ療育の機能を充実し、通所施設、収容施設、中間施設等の整備をはじめ、既存の施設にあつては積極的に地域に開かれたものへと脱皮を図る等、デイケアサービス、在宅ケアサービスの拡充と同時に一層の保護体制の充実に努める施策を第